

平成29年9月

伊那市議会定例会議案書

平成29年9月4日

平成29年9月伊那市議会定例会議案目次



議案第1号	財産（土地）の取得について……………	4
議案第2号	市道路線の変更について……………	6
議案第3号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	7
議案第4号	伊那市高齢者専用住宅条例の一部を改正する条例……………	9
議案第5号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	10
議案第6号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第7号	伊那市工場立地法地域準則条例……………	14
議案第8号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例……………	17
議案第9号	伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例……………	20
議案第10号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	23
議案第11号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	26
議案第12号	平成28年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	30
議案第13号	平成28年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	31
議案第14号	平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算 認定について……………	32
議案第15号	平成28年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	33
議案第16号	平成28年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	34
議案第17号	平成28年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につい て……………	35
議案第18号	平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て……………	36
議案第19号	平成28年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算 認定について……………	37
議案第20号	平成28年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定 について……………	38
議案第21号	平成28年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	39

議案第22号	平成29年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	40
議案第23号	平成29年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ て……………	41
議案第24号	平成29年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	42
議案第25号	平成29年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について…	43
議案第26号	平成29年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算 について……………	44

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市美篤 7 3 0 2 番 1 ほか 8 筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 宅地及び山林 |
| 3 | 地積 | 1 1 , 2 1 4 . 1 3 平方メートル |
| 4 | 取得予定価格 | 8 6 , 0 1 2 , 3 7 4 円 |
| 5 | 相手方 | 
 ほか 6 人
(別記のとおり) |

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

六道原工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

(別記)

取得する財産（土地）の一覧

地番	地目	地積 (㎡)	相手方	
			住所	氏名
伊那市美篤7302番1	宅地	2,594.20	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤7303番1	宅地	1,897.18	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤7312番1	宅地	771.34	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1008	宅地	1,331.40	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1009	宅地	1,286.90	■■■■■■■■■■ ■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1010	宅地	522.99	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1011	宅地	1,157.39	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1012	宅地	1,200.37	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
伊那市美篤8268番1030	山林	452.36	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
合計	9筆	11,214.13		

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-6006	瑞穂2号線	前	東春近 313番先	東春近 142番先		メートル 276.6	メートル 3.7~3.8
		後	東春近 313番先	伊那部 2833番6先		441.6	3.7~6.0

平成29年9月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線を、伊那市創業支援センターへの進入路として整備するため、提案するものであります。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「受給者証を」の次に「保険医療機関等又は」を加える。

第 9 条に次の 3 項を加える。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。
- 5 前項に規定する場合は、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該受給者又は保護者に対する給付金の給付とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

福祉医療費給付金の現物給付方式導入に伴い、支給申請方法等を追加するため、提案するものであります。

伊那市高齢者専用住宅条例の一部を改正する条例

伊那市高齢者専用住宅条例（平成 18 年伊那市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 47 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「平成 11 年厚生省令第 36 号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第 3 条第 1 項第 3 号中「介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項」を「介護支援専門員であって、省令第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に、「修了した者」を「修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成 26 年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日（平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援

専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

4 平成26年度以前修了者が平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前3項の規定は適用せず、その者に対する新条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成24年度及び平成25年度に修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成26年度に修了した者	省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの

平成29年9月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年伊那市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

「

西箕輪公衆便所	伊那市西箕輪6700番地2
伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3

」を

「

伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3
------------	--------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

平成29年9月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

西箕輪公衆便所を廃止するため、提案するものであります。

伊那市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域及び同法第4条第2項に規定する都市計画区域のうち同法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域又はこれら以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条に規定する区域のうちいずれかの敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当

該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあつては同条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(環境の保全)

第7条 特定工場の設置者は、この条例に定めるもののほか、環境の保全を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の表に規定する式によって行うものとする。

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種に属する場合	$G \geq (P / \gamma) (0.1 - (G_0 / S))$ ただし、 $(P / \gamma) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P / \gamma) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、 $(P / \gamma) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積

- (6) G 1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

平成29年9月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

工業地域等の区域について、工場立地法（昭和34年法律第24号）に定める特定工場の緑地面積率等の割合を緩和するため、提案するものであります。

伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例（平成 18 年伊那市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号の表中

	(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。
--	----------------------------

」を

	(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。
--	---

」に

改める。

第 5 条第 1 項の表中

とれたて市場	3 月から 10 月まで	午前 9 時から午後 6 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「年末年始」という。）
	11 月から 2 月まで	午前 9 時から午後 5 時まで	
ファームレストラン トマトの木	午前 11 時から午後 8 時 30 分まで		毎週水曜日及び年末年始
そばの家 名人亭	午前 11 時から午後 7 時まで		毎週木曜日及び年末年始
手作りパン工房 麦の家	午前 10 時から午後 5 時まで		毎月第 1・第 3 火曜日及び年末年始

」を

とれたて市場	午前 9 時から午後 5 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「年末年始」という。）
ファームレストラン トマトの木	午前 11 時から午後 8 時 30 分まで	年末年始

そばの家 名人亭	午前 11 時から午後 8 時 30 分 まで	毎週木曜日及び年 末年始
手作りパン工房 麦 の家	午前 10 時から午後 5 時まで	毎週火曜日及び年 末年始

」に、

「

竹・わら細工伝承館 竹の家	午前 9 時から午後 9 時まで	毎週月・水曜日及 び年末年始
------------------	------------------	-------------------

」を

「

竹・わら細工伝承館 竹の家	午前 10 時から午後 4 時まで	毎週火・木曜日及 び年末年始
------------------	-------------------	-------------------

」に、

「

みはらしファーム交 流促進施設	午前 9 時から午後 5 時まで	年末年始
--------------------	------------------	------

」を

「

みはらしファーム交 流促進施設	午前 9 時から午後 5 時まで（た だし、お菜洗い場は、午前 9 時 から午後 3 時まで）	年末年始（ただ し、お菜洗い場 は、1 月から 10 月まで）
--------------------	---	--

」に

改める。

第 8 条第 4 号中「指定管理者」を「市長等」に改める。

第 10 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条第 2 項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条中「指定管理者」を「市長等」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 11 条 お菜洗い場の使用者は、お菜洗い場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金の額を、別表第2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 前2項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、公益上特に必要と認められるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

名称	区分		利用料金
お菜洗い場	市民（市内に住所を有する者。以下同じ。）	1基1時間につき	200円
	市民以外	1基1時間につき	600円

備考 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月4日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

みはらしファーム交流促進施設に附属施設としてお菜洗い場を設置する等のため、提案するものであります。

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、伊那都市計画特定用途制限地域として市長が告示した区域に適用する。

(特定用途制限地域内における建築物の用途の制限)

第4条 別表左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ当該特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、伊那市都市計画審議会条例（平成18年伊那市条例第150号）の規定に基づく伊那市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、規則で定める場合に限る。）について特例許可をする場合においては、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定

に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前条第1項の規定に適合しない事由が原動機の実出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更を伴わないこと。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条に掲げる違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定に基づく小黒川スマートインターチェンジ周辺地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

(伊那市手数料徴収条例の一部改正)

2 伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

	その他の地籍調査成果の 閲覧	1件につき	300円
10	前各号のいずれにも該当しない証明	1件につき	300円

」を

「

	その他の地籍調査成果の 閲覧	1 件につき 300 円
10	伊那市特定用途制限地域における建築物 の制限に関する条例（平成29年伊那市条例 第 号）第4条第1項ただし書の規定による 許可の申請に対する審査	1 件につき 180,000 円
11	前各号のいずれにも該当しない証明	1 件につき 300 円

」に

改める。

別表（第4条関係）

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
小黒川スマートインターチェンジ周辺地 域	1 法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの
	2 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの
	3 法別表第2(り)項第3号に掲げるもの
	4 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げるもの

平成29年9月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

小黒川スマートインターチェンジ開設に伴い、周辺地域に建築物の用途の制限を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第29条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第31条に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。

第33条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を、「第31条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第31条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第67条第2項の表中

「

第36条第1項	市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第33条第3項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の	管理代行者の理事長は、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の
---------	---	---

」を

「

第36条第1項	市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶	管理代行者の理事長は、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の
---------	---	---

予、第 33 条第 3 項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第 34 条の規定による住宅のあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の
--

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
唐澤 陽司	昭和 24 年 4 月 22 日	長野県伊那市西春近 4 1 0 5 番地 3 5	再任
伊藤 のり子	昭和 28 年 2 月 22 日	長野県伊那市高遠町藤澤 1 0 1 6 番地	新任
北原 八千穂	昭和 34 年 5 月 29 日	長野県伊那市長谷非持 2 7 6 7 番地 1	新任

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

唐澤陽司委員、北原喜久男委員及び池上英子委員が平成 29 年 12 月 31 日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

から さわ よう じ
唐 澤 陽 司

昭和24年4月22日生（満68歳）

本 籍 長野県伊那市西春近4105番地35

住 所 長野県伊那市西春近4105番地35

最 終 学 歴

昭和48年 3月 日本体育大学体育学部卒業

職 歴

自	昭和48年	4月	信州学園伊那女子高等学校教諭
至	昭和52年	3月	
自	昭和52年	4月	長野県蘇南高等学校教諭
至	昭和56年	3月	
自	昭和56年	4月	長野県辰野高等学校教諭
至	昭和63年	3月	
自	昭和63年	4月	長野県伊那北高等学校教諭
至	平成11年	3月	
自	平成11年	4月	長野県赤穂高等学校教諭
至	平成19年	3月	
自	平成19年	4月	長野県駒ヶ根工業高等学校教諭
至	平成25年	3月	

公 職 歴

自	平成26年10月	人権擁護委員（1期目）
至	現 在	

略 歴

い とう のり こ
伊 藤 のり子

昭和 28 年 2 月 22 日生 (満 64 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町藤澤 1016 番地

住 所 長野県伊那市高遠町藤澤 1016 番地

最 終 学 歴

昭和 50 年 9 月 中央大学法学部通信教育課程卒業

職 歴

自 昭和 46 年 4 月
至 昭和 55 年 5 月 有限会社山一ブロック建設

自 昭和 55 年 5 月
至 平成 16 年 8 月 有限会社山一建設取締役

公 職 歴

自 平成 15 年 5 月
至 平成 24 年 5 月 上伊那農業協同組合理事

自 平成 18 年 5 月
至 平成 24 年 5 月 伊那市教育委員会委員

自 平成 22 年 11 月
至 平成 24 年 5 月 伊那市社会福祉協議会評議員

自 平成 26 年 5 月
至 平成 28 年 3 月 伊那市行政改革審議会委員

略 歴

きた はら やちほ
北 原 八千穂

昭和34年5月29日生（満58歳）

本 籍 長野県伊那市長谷非持2767番地1

住 所 長野県伊那市長谷非持2767番地1

最 終 学 歴

昭和55年 3月 日本福祉大学女子短期大学部卒業

職 歴

自	昭和55年	4月	長谷村職員
至	平成18年	3月	
自	平成18年	3月	伊那市職員
至	平成26年	3月	
自	平成26年	4月	伊那市非常勤職員
至	現	在	

平成 28 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月4日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成 28 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 156,189,400 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市下水道事業会計資本金の額の減少及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 4 項の規定により、平成 28 年度伊那市下水道事業会計資本金 1,872,823,481 円のうち 100,000,000 円を減少し、欠損金に充てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝